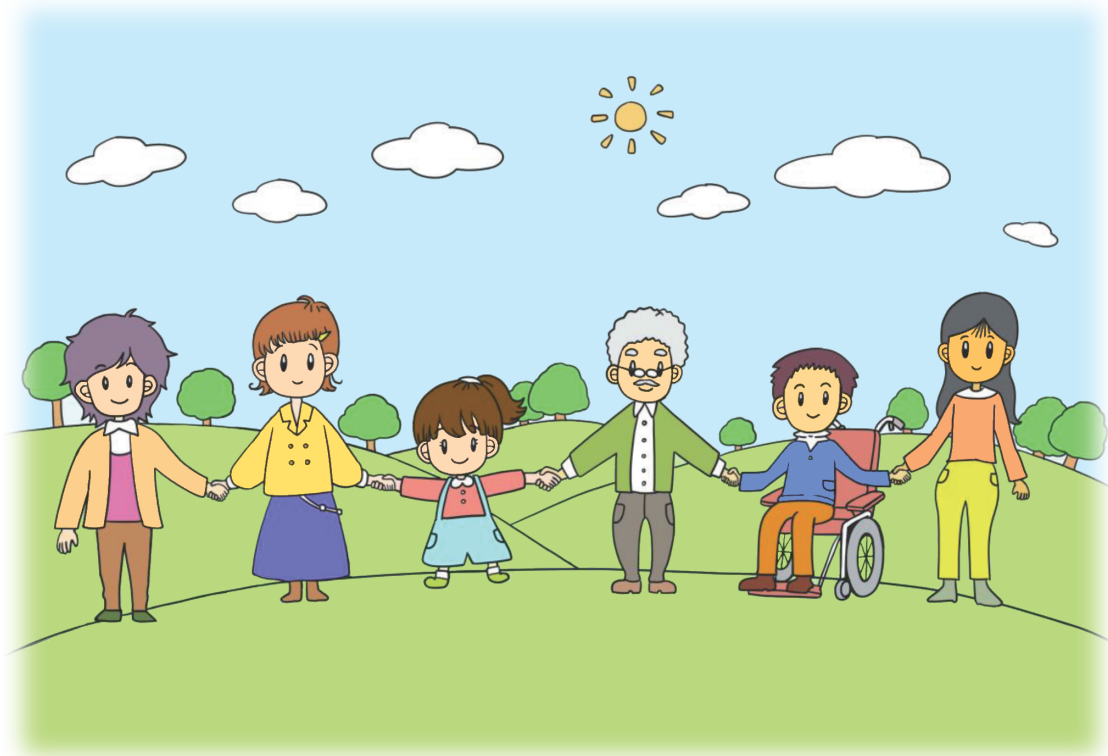


第 2 期 名古屋市 重層的支援体制整備事業 実施計画

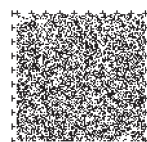
概要版

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)



名古屋市

※各ページにある四角のコードは、「音声コード」といい、専用の読み取り機や音声コードに対応したアプリケーションをインストールしたスマートフォンにより、音声でこの冊子の内容を確認することができます。



計画の策定にあたって

重層的支援体制整備事業とは

介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築するため、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かして、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

計画策定の背景と趣旨

近年、地域の「つながり」が希薄化していく中で、困りごとを抱えながらも相談する相手がなく、孤立してしまう世帯が増えています。

8050 問題等、生活課題の複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できない事例も増加しています。

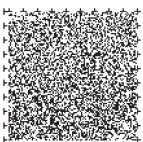
こうした状況に対応し、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に進めるため、本計画を策定しました。

計画の位置づけ

本計画の内容は、地域福祉の取り組みと密接な関係があるので、「なごやか地域福祉 2029（第 4 期名古屋市地域福祉計画・第 7 次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画）」と一体的な計画として位置づけます。

計画の期間

令和 7～11 年度（2025 年度～2029 年度）の 5 年間



計画が目指すもの

基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市、
名古屋を目指して

基本目標

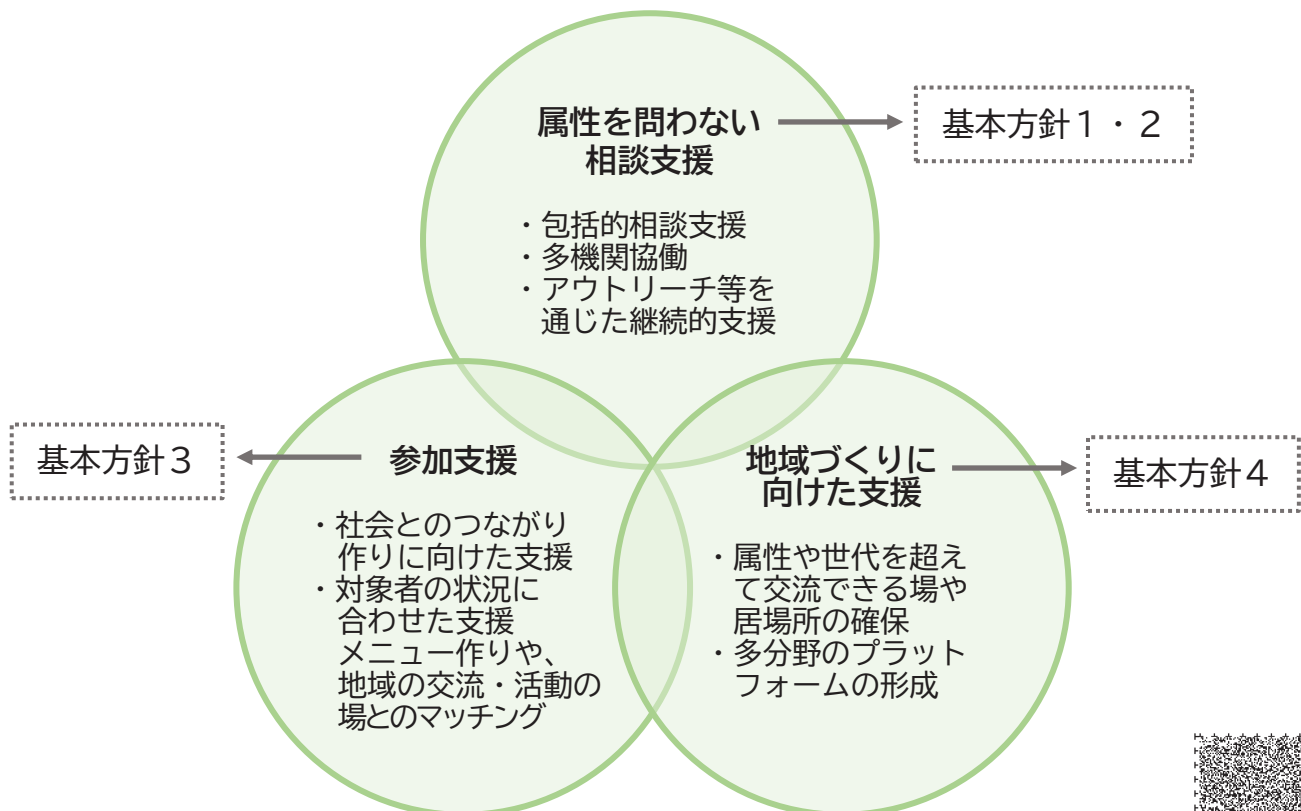
重層的支援体制整備事業の実施を通じて、地域住民や地域で活動する団体、相談支援機関等の関係機関と連携、協働しながら、複雑化・複合化した生活課題を抱え支援を必要とする人や世帯に寄り添い、生活課題の解消を図ります。

あわせて、望まない孤独や孤立に陥らないよう、社会参加に向けた支援を行うとともに、世代や分野を超えて人とつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ちながら地域で自分らしく暮らせるように、地域づくりに向けた支援を行い、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

基本方針

- ①属性や世代を問わない相談支援体制の構築
- ②支援が必要な世帯に支援を届けるための仕組みづくり
- ③多様な社会参加に向けた支援
- ④地域づくりに向けた支援

◆重層的支援体制整備事業の3つの柱と本計画の基本方針



具体的な取り組み

基本方針 1

属性や世代を問わない相談支援体制の構築

基本的な考え方

地域で生活課題を抱えた世帯に関する相談が相談支援機関等にあった場合、介護、障害、子ども、生活困窮等、その相談支援機関等が担当する福祉分野以外の内容が含まれていても受け止め、複数の関係機関で連携して対応する属性や世代を問わない相談支援体制を構築します。

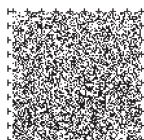
今後の取り組みの方向性

- 相談支援機関等の会議や研修会等の場で重層的支援体制整備事業を継続的に周知します。
- 包括的相談支援チームによる多機関協働のための支援等を通じて、相談支援機関における他機関と連携した支援を推進します。
- 包括的相談支援チームの調整能力の向上を図ります。
- 公的サービス以外の民間団体やボランティア等の生活支援の活用ができるよう、生活支援協議体（※）において情報を集約し、照会しやすい仕組みを構築します。

（※）区ごとに設置され、行政や相談支援機関、地域団体等が連携し、生活支援やサロン等の社会資源の把握やその充実に向けた協議を行うもの。

◆包括的相談支援チーム

本市においては、区ごとに包括的相談支援チーム（社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する専門職 6 名で構成）を委託により設置しています。



複合的な課題を抱えた世帯等

本人や家族等からの相談

包括的相談支援

各分野の相談窓口では、相談者やその世帯に係る課題について、担当分野以外の内容が含まれている場合でも、いったん属性や世代を問わず相談を受け止め、必要に応じて他の相談支援機関と連携して支援を行います。

いきいき支援センター

障害者基幹相談支援センター

仕事・暮らし自立サポートセンター

子育て総合相談窓口

ひきこもり地域支援センター

区役所・保健センター

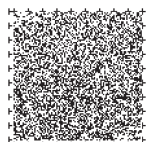
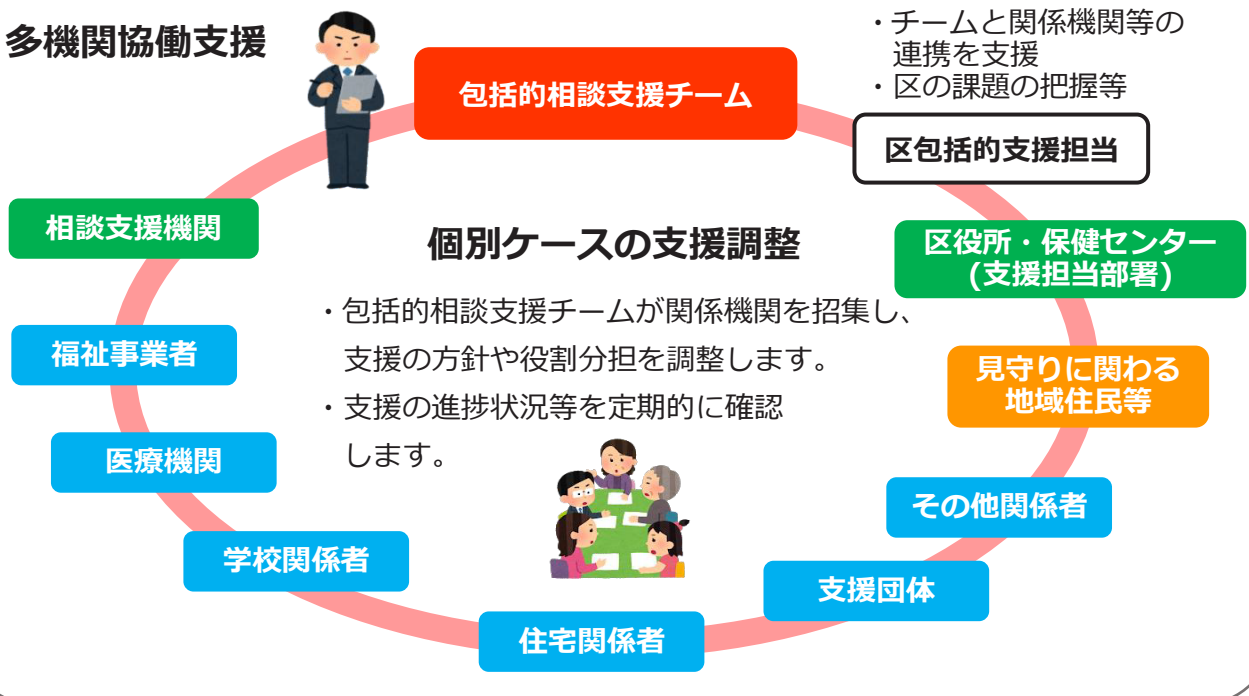
等

そのなかでも

- ・課題が複雑に絡み合い、上記の連携だけでは対応できないケース
- ・本人に支援を拒否され対応が困難なケース 等

包括的相談支援チームへ連絡

多機関協働支援



基本方針 2

支援が必要な世帯に支援を届けるための仕組みづくり

基本的な考え方

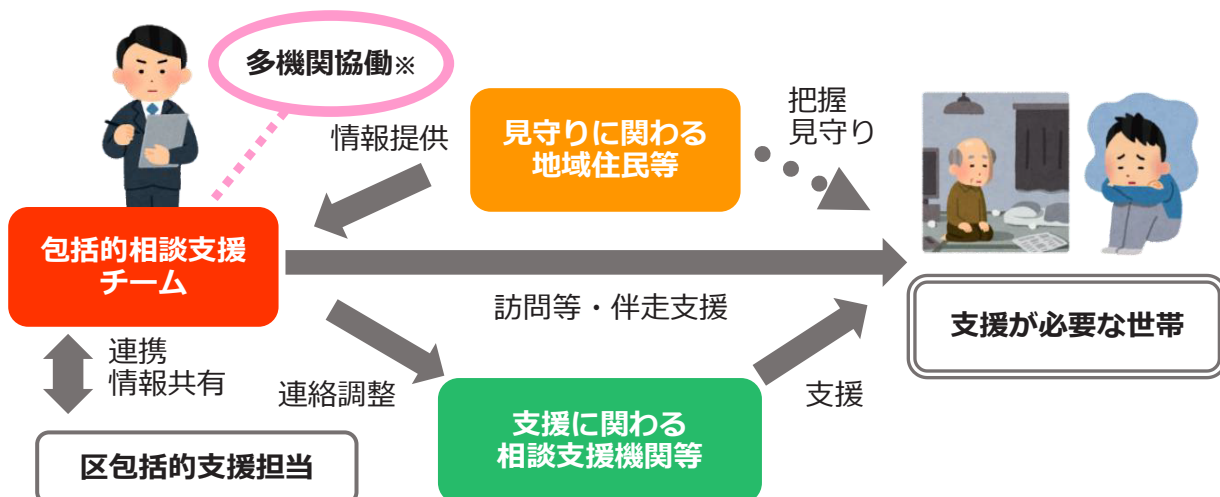
生活課題を抱えながらも支援が届いていない世帯に対して、専門職が訪問等により継続的に関わることで信頼関係を構築し、必要な支援につなげるとともに、本人に伴走しながら生活課題の解消に向けて支援します。

今後の取り組みの方向性

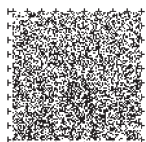
- 地域の関係団体等の会議等の場で重層的支援体制整備事業等を継続的に周知します。
- 自ら支援を求められず必要な支援が届いていない世帯の情報の把握のため、地域福祉にかかる社会福祉協議会や様々な団体等の幅広い取り組みやネットワークを活用し、相談経路を確保します。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の対象者の中には、支援を拒否される方やコミュニケーションが困難な方もいることから、適切な支援が行えるよう、専門機関等と連携して包括的相談支援チームの対応力の向上を図ります。

アウトリーチ等を通じた継続的支援

自ら支援を求められず必要な支援が届いていない世帯等について、地域住民等から情報提供をいただき、または多機関協働における役割分担により、包括的相談支援チームが訪問等を重ね、丁寧に時間をかけて信頼関係をつくり、支援につないでいきます。



※地域住民等からの相談で包括的相談支援チームがアウトリーチした世帯に、複合的な課題があった場合は多機関が協働して対応します。



基本的な
考え方

生活課題を抱え地域で孤立している世帯が、社会とつながることができるよう、地域における交流や活動の場に参加できるよう支援します。

支援にあたっては、「支えられる」側の視点だけでなく、支援を受ける人が地域社会において「支える」側としても活躍できるような視点を持って取り組みます。

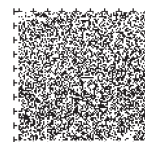
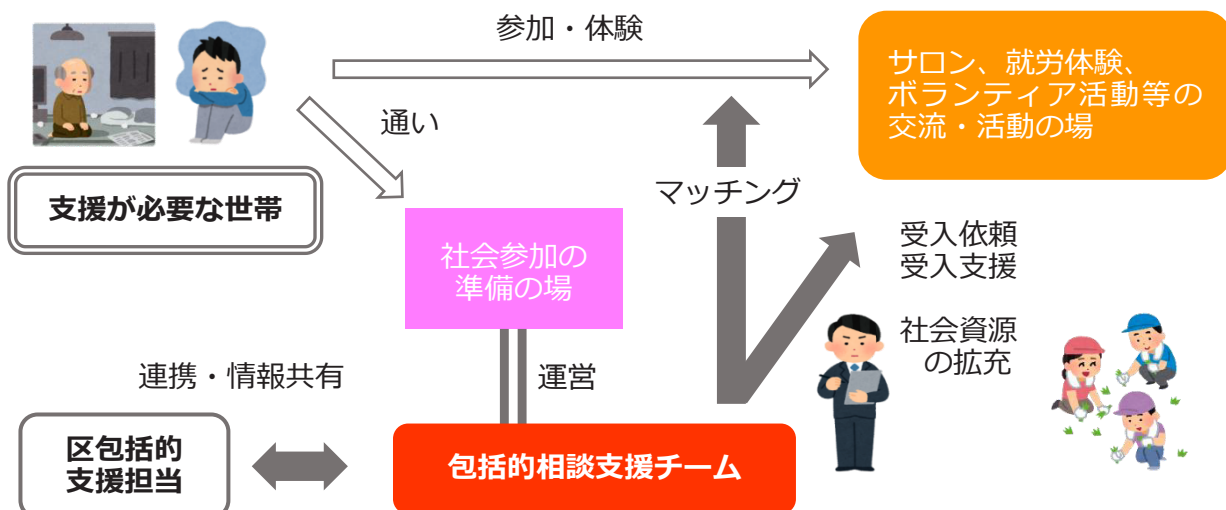
今後の取り組みの方向性

- 様々な分野の関係機関や団体が参画した「参加支援プロジェクト」において、支援対象者のニーズにあった支援メニューを検討していきます。
- 福祉分野に限らず、地域の企業や団体、商店街等の様々な活動主体とつながりをつくり、地域における多様な社会参加の場を確保していきます。

参加支援・地域づくりに向けた支援

包括的相談支援チームが、社会参加の準備の場を運営するとともに、支援が必要な世帯の状況に応じて、地域の交流・活動の場とのマッチングを行います。

社会参加の準備の場では必要に応じてマンツーマンで支援し、個別の支援メニューを提供。あわせて、属性や世代の枠を超えた社会参加のための社会資源の拡充を図ります。



基本方針 4

地域づくりに向けた支援

基本的な考え方

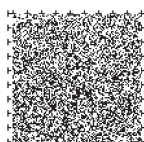
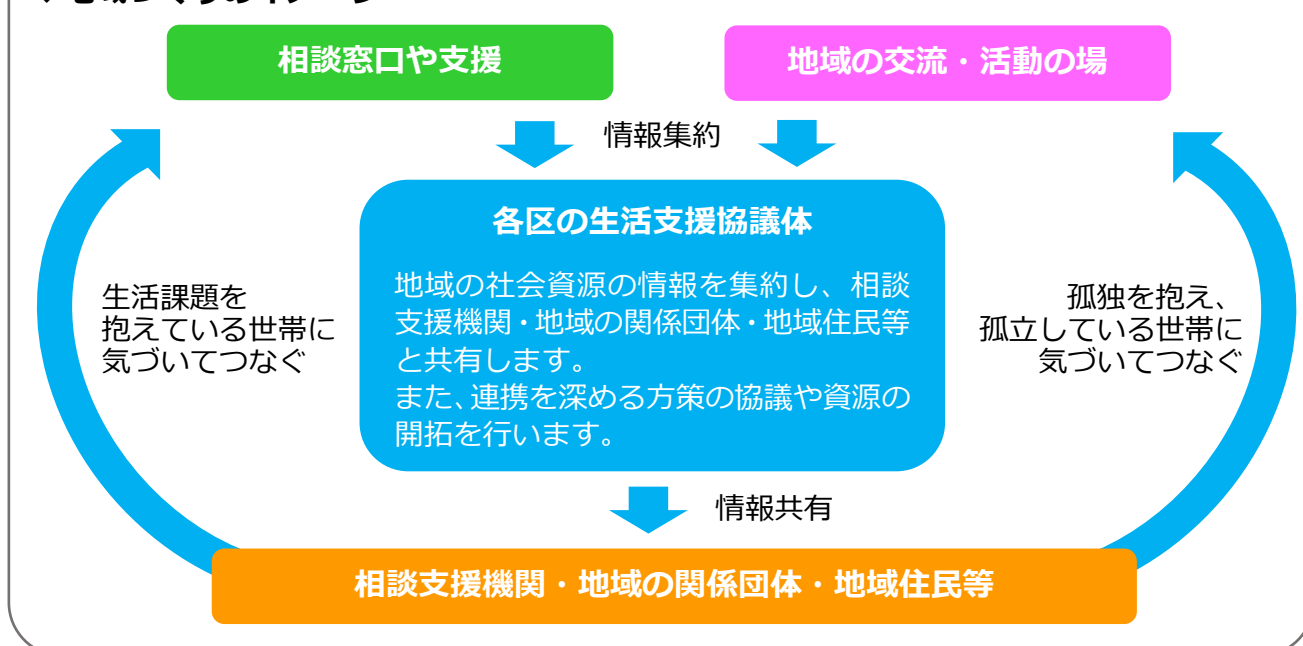
様々な生活課題を抱え地域から孤立する世帯が、社会とつながることができるようにするため、世代や属性の枠を超えて交流できる居場所や活動の場を拡充します。

また、地域住民や地域団体等と相談支援機関等が連携するためのネットワークを構築します。

今後の取り組みの方向性

- 包括的相談支援チームは、参加支援対象者の受け入れを交流・活動の場に働きかけることを通じて、属性や世代の枠を超えて交流できる居場所や活動の場の拡充を図ります。
- 社会参加を必要とする方を交流・活動の場につなげられるよう、生活支援協議体において情報を集約し、照会しやすい仕組みを構築します。
- 生活支援協議体や「参加支援プロジェクト」等において、生活課題を抱えた世帯の支援や受け入れに向けてネットワークの充実を図ります。
- 地域住民や地域団体等が生活課題を抱えた世帯を支援につなげられるよう、周囲の困っている人に気づき、必要な相談支援機関等につなぐ意識を醸成します。

◆地域づくりのイメージ



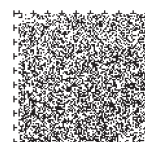
事業の推進

成果指標

計画の進捗状況を把握するため、基本方針ごとに本計画の計画期間の最終年度となる令和 11 年度における目標を設定しています。

基本方針	指 標	現 状 (令和 5 年度)	目 標 (令和 11 年度)
属性や世代を問わない相談支援体制の構築	複合的な生活課題がある事例に対して相談支援機関が連携して対応している割合 ※	73.8%	90.0%
支援が必要な世帯に支援を届けるための仕組みづくり	支援が届いていない世帯に関する地域住民等からの情報提供をもとに支援をした件数	16件 (単年度)	50件 (単年度)
多様な社会参加に向けた支援	参加支援対象者の社会参加に向けた意欲の向上や行動の変化があった割合	72.1%	80%以上
地域づくりに向けた支援	生活支援協議体の取り組み	高齢者を対象とした取り組みの実施	対象の属性や世代を問わない取り組みの実施

※ 社会福祉法上で包括的相談支援を担うとされている、いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、子育て総合相談窓口、仕事・暮らし自立サポートセンターの4機関の実績



事業の推進体制

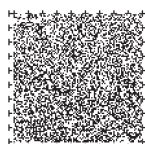
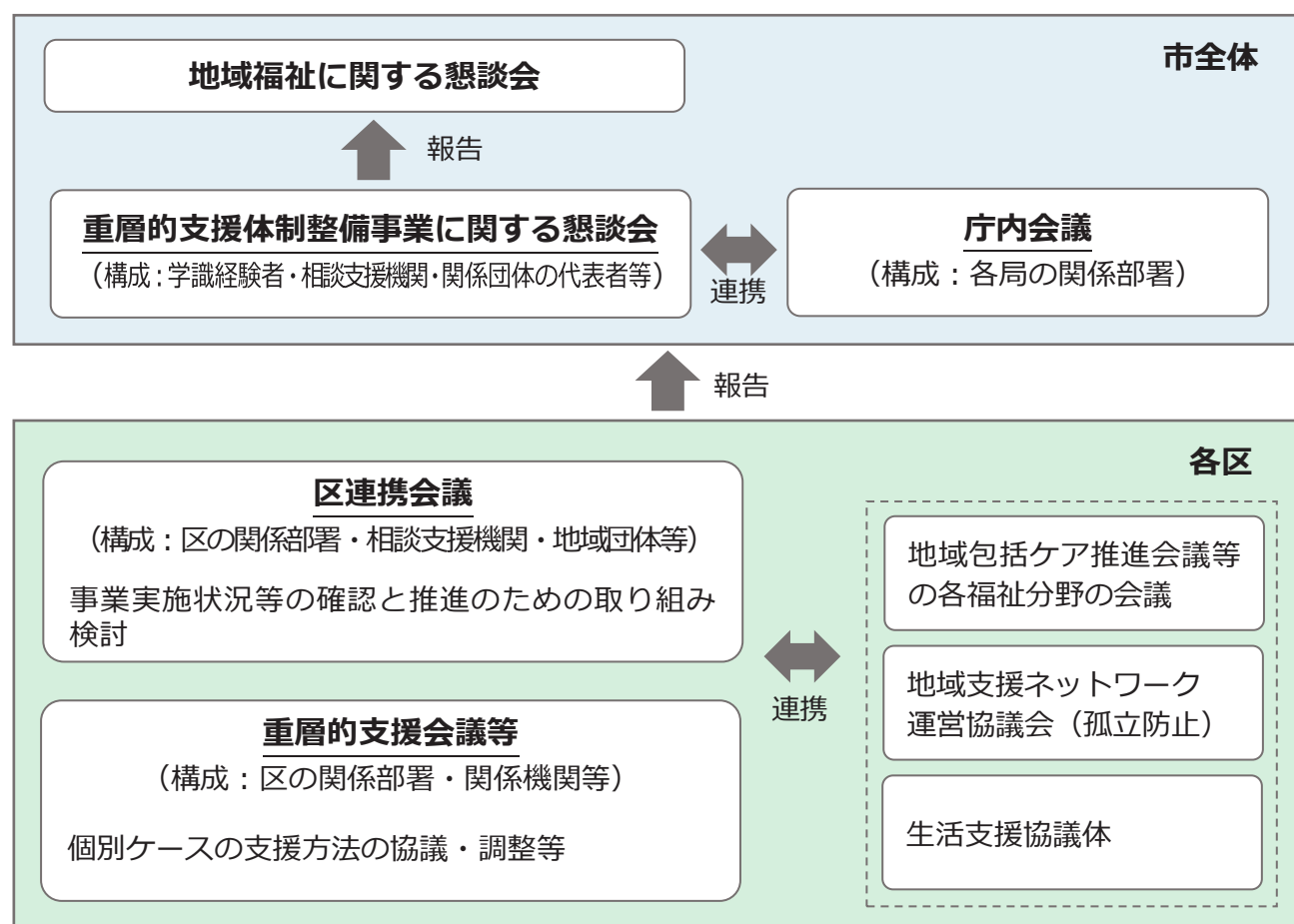
個別ケースに関しては、重層的支援会議等の会議で支援方法等の協議を行い、様々なケースを通じて把握された地域課題は、区ごとに設置する「区連携会議」で共有を図り、事業推進のための取り組みについて検討を行います。また、各分野の会議とも課題共有等の連携を図ります。

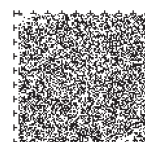
各区の事業実施状況等については、市で設置する「重層的支援体制整備事業に関する懇談会」に報告し、事業の方向性や施策に関する意見聴取を行います。

さらに、その結果について、「地域福祉に関する懇談会」に報告し、市地域福祉計画と調和を図りながら事業を推進します。

あわせて、事業実施状況等については、各局の関係部署で構成される庁内会議に報告し、必要な連携の強化や関連施策への反映等、円滑な事業実施のための調整を行います。

◆本市における事業推進体制





第2期 名古屋市重層的支援体制整備事業実施計画 概要版

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

令和7年3月

発行・編集 名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
(令和7年4月以降は地域共生推進部地域共生推進課)
〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話：052-972-2598
ファクシミリ：052-955-3367

※点字版、音声変換用テキストファイルをご希望の方は、上記へご連絡ください。

音声コード JAVIS Appli.
(特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会)

